

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第5、議案第42号 松崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第42号は、松崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） これは要望です。質問じゃないけれども、この議案第42号の資料が新旧対照表で出ていますけれども、これは当然法律が変わったからですけれども、要望です。災害対策基本法第23条の2、第8項というのは、できれば条文を今後、もちろん調べれば、我われの勉強不足と言われれば、そうでしょうけれども、今後を踏まえて、こういった法律改正があったらば、参考資料として付けてもらいたいということです。これは要望です。その点はどうか、総務課長。

○総務課長（金刺英夫君） 今回のこの条文改正は非常に短くて簡単に出来るかと思うんですけれども、諸々にかなり大きなボリュームになってくると大変資料も多くなって、逆にまた皆さんの方で理解されにくくなるのかなと思ったりしますので、その辺はちょっと状況に応じましてと言ったらおかしくなりますけれども、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 42 号 松崎町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---